

会員各位

鎌倉市医師会 会長 山口 泰
公衆衛生担当 理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による公費負担の申請手続きについて

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。
こちらは鎌倉市医師会 HP へもアップロードしていますのでご確認ください。

日本医師会常任理事

釜 范 敏
松 本 吉 郎

新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の申請手続について（周知）

新型コロナウイルス感染症患者に対する公費負担の取り扱いについては、平成11年3月19日付厚生省通知（別添1）に則って、感染症法に基づき入院した感染症患者に対する公費負担の取り扱いの通りご対応いただいているところです。

今般、厚生労働省において、公費負担の申請書の作成については感染症指定医療機関等の代行が可能であること等の取り扱いが明確化され、各都道府県等衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がなされ、本会宛て周知依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。概要は下記の通りです。

記

- やむを得ない事由により、当該患者または保護者が申請書を作成することができない場合には、勧告保健所または感染症指定医療機関で申請書の代行作成が可能であること。
- 申請書の記名・押印又は署名に代えて、氏名を記載することとして差し支えないこと。
- 申請書の個人番号の記載については、医療機関が代行作成する際は記載せずに保健所に提出可能であること。
- 審査支払機関への医療費請求に当たっては、月単位で行って差し支えないこと。例えば、月をまたいで入院している患者について、退院を待って請求する必要はないこと。